



ロータリー財団ハンドブック



国際ロータリー第2720地区

6. 地区補助金による活動の種類

地区は地区補助金を用いて幅広い活動を支援することができます。地区補助金による活動例には以下のようなものがあります。

1. 地元や海外の奉仕プロジェクト (職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕等に関わるもの)

奉仕のための渡航、災害救援活動

2. 職業研修チーム (VTT)

- ① 協同提唱や、海外クラブ・地区との協力といった要件がない
- ② チームの人数や研修期間に制限がない
- ③ チームは、研修を提供することも、受けることもできる

3. 奨学金

- ① レベル (高校、大学、大学院)、期間、場所 (国内あるいは海外)、専攻分野に関する制約がない
- ② 奨学金の額に制限がない地区は、地区補助金を用いて支援しようと計画している職業研修チームや奨学金についての独自の基準と管理運営手続を定めるよう奨励されています。

7. グローバル補助金による活動の種類

グローバル補助金は、恩恵を受ける地域社会あるいは参加者のニーズに基づき、さまざまな活動を支援するものです。すべての補助金活動は、ロータリー財団地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件に記載されている資格要件を満たすものでなければなりません。グローバル補助金の構成の下では、クラブと地区は、より柔軟に重点分野においてロータリー財団の使命を推進していくような補助金活動を実施していくことができます。

1. 人道的プロジェクト

グローバル補助金は、以下の条件に基づいて、人道的プロジェクトに使用することができます。

- ① 重点分野の1つもしくは複数の目標を支えるものであること。
- ② 恩恵を受ける地域社会に測定可能な成果をもたらすものであること。
- ③ 補助金が使用された後も持続する成果をもたらすものであること。
- ④ 最も緊要なニーズに取り組むために、恩恵を受ける地域社会と協力して立案されたものであること。
- ⑤ 地域社会と一体となってニーズに取り組むものであること。

2. 奨学金

グローバル補助金は、以下の条件に基づいて、奨学金に使用することもできます。

- ① 重点分野の1つあるいは複数に関連する大学院レベルの研究に提供される奨学金であること。
- ② 1～4年間の研究に提供される奨学金であること。
- ③ 派遣地区から海外の受入地区に留学する奨学生に提供される奨学金であること。

3. 職業研修

グローバル補助金はまた、職業に関連する技術を学んだり、特定の分野において現地の人々を指導したりする目的で、専門職に携わる人々から成る職業研修チームを海外に派遣するために使用することもできます。以下は、職業研修チームの派遣に関する詳細です。

- ① チームの派遣によって、チームあるいは恩恵を受ける地域社会の能力が高められる。
- ② 人道的プロジェクトあるいは奨学金と付随して職業研修チームの派遣を行うことができる。
- ③ チームは、異なる職業に携わるメンバーから構成することもできる。ただし、同じ重点分野を支援するという共通の目的を持っていなければならない。
- ④ チームの構成は、ロータリアンであるチームリーダーが少なくとも1名、ロータリアンではないチームメンバーが少なくとも3名としなければならないが、参加人数の上限はない。
- ⑤ 参加者の年齢制限と研修期間の制約がない。
- ⑥ 1つの補助金で、複数のチームを派遣することができる。



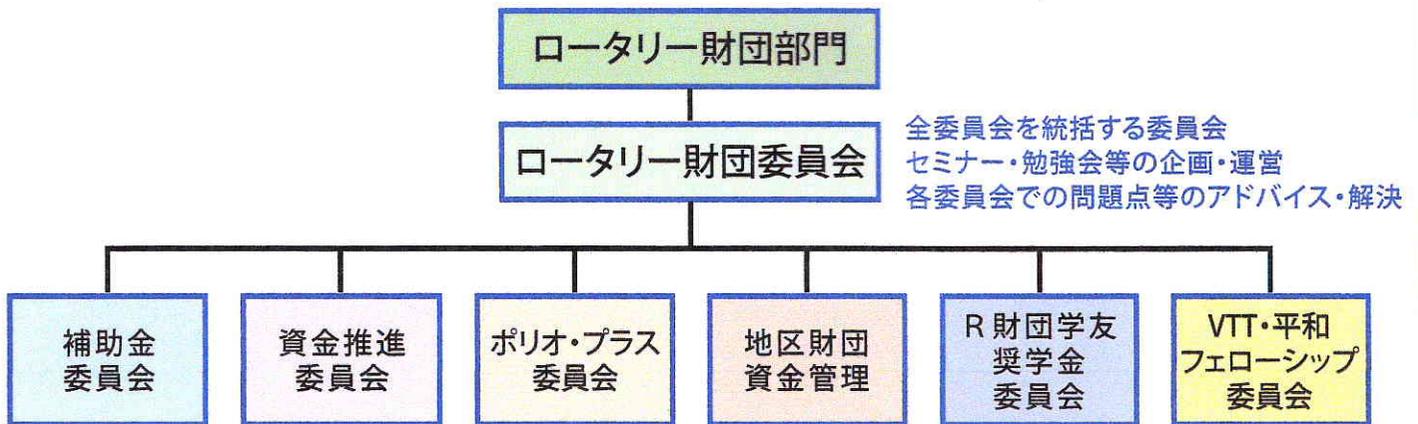
補助金が使えないもの

補助金が使えないものは他にもありますが、代表的なものとして次のものがあります。
(授与受諾の条件・III.制約事項参照)

- ① 人種・性別・言語・宗教・年齢の差別的なもの
- ② 政治・宗教に関わること
- ③ 妊娠中絶、性別決定等に関すること
- ④ IAC、RAC、RYLA、友情支援、青少年交換などのRIプログラムの支援
- ⑤ 武器の購入

8.RI第2720地区、ロータリー財団部門の組織図と各委員会の任務

第2720地区のロータリー財団組織図



各委員会の任務

① ロータリー財団委員会

ロータリー財団部門の各委員会を統括し、ロータリー財団部門全体の運営・研修・企画・調整・広報等を行います。

② 補助金委員会

ロータリー財団の補助金を管理し、補助金活動の実施や教育的、職業的、人道的プロジェクトを企画、実施するクラブを支援します。クラブと地区への補助金の配分に関して地区の方針を定め、その方針を実行する。地区補助金とグローバル補助金のそれぞれの申請、承認、実施、報告書等の一連の活動を援助します。また、各補助金の予算管理も行います。

③ 財団資金管理委員会

ロータリー財団補助金の慎重な管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに指導します。また、クラブと地区とで交わすMOUを管理・監督すると共に、補助金管理セミナーを援助します。

④ ポリオ・プラス委員会

財団のポリオ撲滅活動について、ロータリアンや地域社会の啓蒙活動を行い、募金活動を企画します。

⑤ 資金推進委員会

地区における財団への募金活動（年次基金、恒久基金、用途指定寄付の目標達成等様々な活動）と寄付者の表彰や認証を管理・監督します。具体的にはクラブと地区の募金目標の設定と実施、取組の弱いクラブに対してのアドバイス等があげられます。

⑥ ロータリー財団学友・奨学金委員会

学友に関しては、地区との関係をより強化させるとともに、将来の学友主体のロータリークラブの発足に向けて、名簿の整理、卒業生の把握等を行います。

奨学金に関しては、地区補助金とグローバル補助金よりあらかじめ予算を確保し、その予算内で奨学生の募集、選考等を行います。また、派遣先のロータリークラブとの調整、オリエンテーション等の実施も行います。

⑦ VTT・ロータリー平和フェローシップ委員会

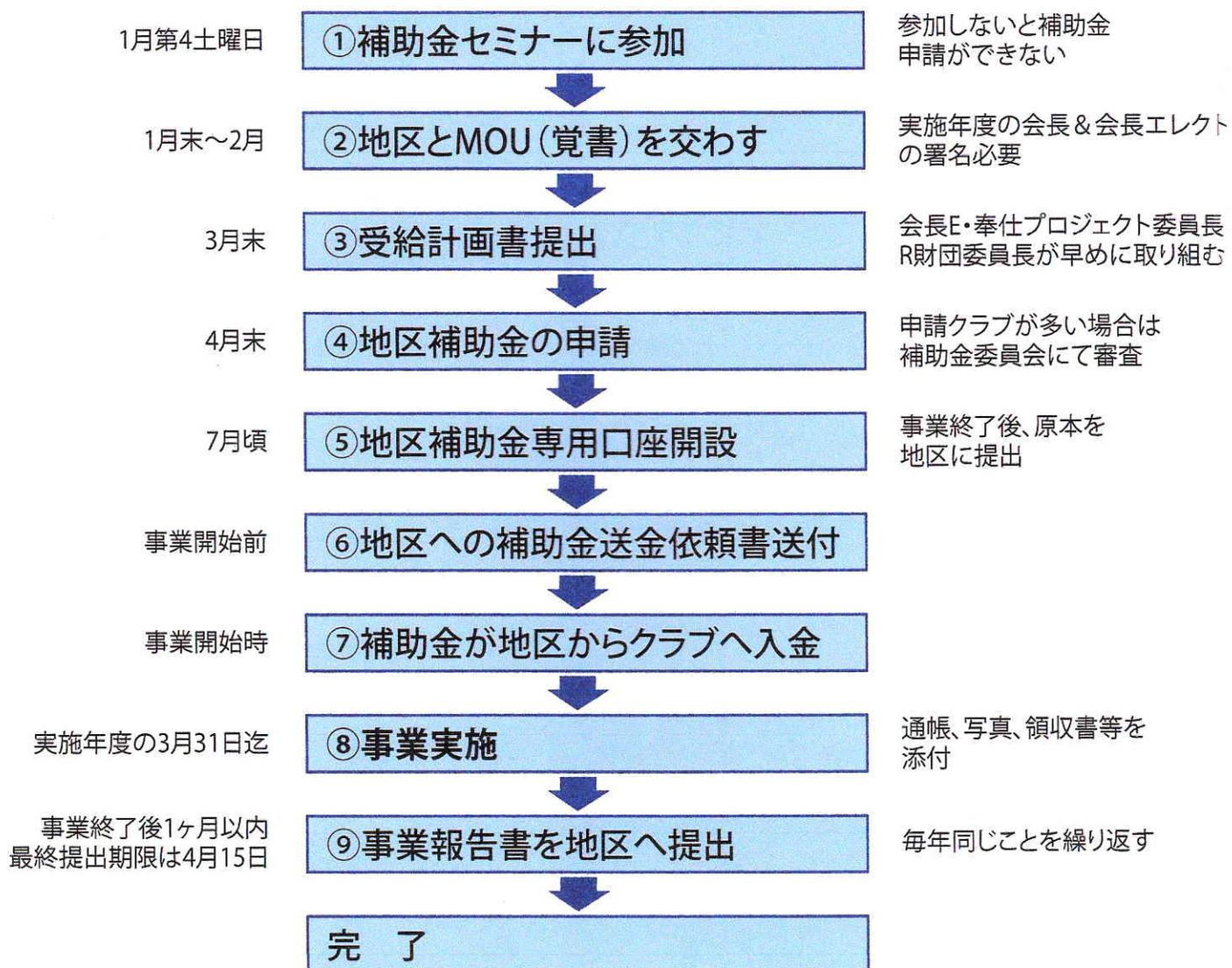
VTT に関しては、地区として実行できる体制、知識の確立を委員会で行い、実施の際には面談やリーダー、メンバー等の選考を行います。また、ロータリー平和フェローシップに関しては地区として実行できる体制を模索します。

9. 補助金申請事業の手続の仕方

タイムスケジュール

地区補助金運用の流れ

ワンポイント



1. クラブが取り組まなければならないこと

① 補助金管理セミナーへ出席をします。

毎年1月の第4土曜日に行う地区主催の補助金管理セミナーにクラブより最低1名以上の出席(セミナーへの登録だけではだめです)をお願いします。このセミナーに出席しないと補助金の受給資格を失います。

② MOUを地区と取り交わします。

MOUとは、Memorandum of Understandingで覚書のことです。この覚書を地区と取り交わさなければ①と同じように補助金の受給資格がありません。したがって、ロータリークラブは必ず地区とこのMOUを取り交わしてください。署名は、実施年度の会長と会長エレクトが行うことになっています。

③ 受給計画書を提出します。

地区補助金の申請時期が早まりますので、クラブの奉仕プロジェクト委員長ならびにロータリー財団委員長など、ロータリー財団の補助金を利用するプロジェクトを行う上で、重要なポストの方の任命を早める必要があるかと思えます。会長エレクトは、この点をよくご理解いただき、早めの準備をよろしくお願いします。

また、事業が確定したら地区補助金受給計画書を速やかに提出してください。

P20 様式1-1参照

④ 補助金申請書を地区に提出します。

補助金の申請の時期が実施年度の前年になりますので、早めに補助金を使うプロジェクトを立案する必要があります。地区補助金は未来の夢計画以前では、実施年度に申請を受け付けていましたが現在では実施年度の前年の4月末までに申請をして頂くようになりました。この申請期日を1日でも過ぎると地区補助金の受給資格を失いますのでくれぐれもご注意ください。

また、クラブから申請のあったプロジェクトを地区の補助金委員会で審査し、補助金をいくら交付するのかを確定します。以前は地区補助金の全体の予算額は、DDF(地区財団活動資金)の20%が上限とされてきましたが、未来の夢計画では、DDFの50%が上限と大幅に引き上げられましたので、より多くのクラブからの申請にこたえることができると考えられます。

P13・P14 様式2-1～2参照

⑤ 補助金委員会で検討した結果、補助金申請が承認されましたらクラブにて補助金専用の口座を開設してもらいます。専用通帳は事業終了後、原本を提出してもらいます。

⑥ 地区へ補助金送金依頼書に記入して送付します。

地区より補助金申請が承認されましたら地区補助金送金依頼書を送付してください。

P24 様式4-1参照

- ⑦ 補助金が地区からクラブへ入金されます。
- ⑧ 事業を実施します。
事業実施年度の7/1～3/31までに事業を実施してもらいます。
- ⑨ 事業完了報告書を地区に提出してもらいます。
事業終了後1ヵ月以内に報告書を提出してもらいます。その時に通帳、領収書、写真、チラシ等を一緒に提出してもらいます。

P25～28 様式5-1～4参照

10. 補助金タイムスケジュール

タイムスケジュール	クラブ	地区
12月		補助金セミナー案内 財団本部とMOUを交わす
1月(毎年第4土曜)	補助金セミナーに参加	補助金セミナー開催
2月	地区とMOUを交わす	クラブとMOUを交わす
3月末まで	事業の内容・予算確定 受給計画書の提出	受給計画書による予算検討
4月末まで	地区補助金の申請	
5月		申請内容の検討(事前審査)
5月末まで		補助金額の検討(審査委員会)
6月上旬		クラブへ補助金額の通知
6月末まで		財団本部へ一括申請
7月頃	補助金専用口座開設	
8月		財団本部から補助金一括入金
随時	地区へ補助金送金依頼	
随時		クラブへ補助金送金
随時(3月31日まで)	事業実施	
随時	地区へ事業完了報告書提出 (事業終了後1ヶ月以内。ただし、 最終提出日は4月15日まで)	
4月15日まで		クラブの報告書を精査
4月末まで		財団本部へ報告書一括提出

11. 地区補助金基準

- ① 補助金管理セミナーに出席していないクラブは無資格
- ② MOUと各種書類を期限内に提出すること
- ③ ロータリー財団の使命に沿った事業であること
- ④ ロータリー財団地区補助金およびグローバル補助金の「授与と受託の条件」に沿っていること
- ⑤ 補助金額が総予算の半分以上であること
- ⑥ クラブの過去3年間の(申請時の年度は不算入) R財団寄付総額の年一人あたりの寄付額が

1～100ドル未満	地区補助金の上限・・・2,000ドル
100～150ドル未満	地区補助金の上限・・・3,000ドル
150ドル以上	地区補助金の上限・・・4,000ドル
- ⑦ クラブの過去3年間の(申請時の年度は不算入)年平均R財団寄付総額(ドル)×50%を地区補助金の上限とする(⑥と⑦でいずれか低いほうが補助金の限度額)
- ⑧ 年次基金の寄付額が0のクラブは無資格
- ⑨ 申請事業は各クラブ1事業とする
- ⑩ 算出した補助金の千円未満は切り捨てる
- ⑪ スポーツ大会は認めない(身障者対象は可)
- ⑫ 地区内での補助金申請総額が、地区の総予算を超えた場合は、補助金委員会にて決定する(補助金委員会は実施年度のガバナー、申請年度のR財団委員長、申請年度の補助金委員長を含む3名以上の委員からなる)

